

# 中央公民館の使用料の減免について

●次の場合、中央公民館のホール・楽屋等使用料及び附属設備その他器具等の使用料が減免されます。

1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合(前ア及びイに掲げるときを除く。)にあつては、次の区分による額を減額する。

(1) 本市及び本市が出資する公益的法人が自らの事業のために利用するとき  
(市、市教育委員会、市立幼稚園・小学校・中学校等)

5割

(2) 本市及び本市が出資する公益的法人が共催する行事等のために利用するとき  
(市、市教育委員会、市立幼稚園・小学校・中学校)

5割

(3) 本市が後援する行事等のために利用するとき

4割

(4) 本市以外の官公署が利用するとき  
(県立学校、市外の公立学校、国、県、他市町村等)

4割

2 上記に掲げる場合のほか教育委員会が特に必要と認めたときは、3割を限度として使用料を減額することができる。

(私立学校、公私立のクラブ(部)活動・PTA活動、上記減免内容で入場料を徴収する場合等)

●手続について

- ・使用料等の減免を受けようとするときは、利用申請時に申し出ください。  
なお、利用申請時に申し出がない場合、減免制度が適用されない場合があります。
- ・利用後の減免申請は、原則、認めません。
- ・本市等が共催する場合は、共催を証明する書類(チラシや事業計画等)が必要です。
- ・本市が後援する場合は、名義後援承認書の提出が必要です。